

平成27年度第1回千代田区地域公共交通会議

平成27年8月21日（金）14時～

千代田区役所 4階 教育委員会室

事務局（佐藤） 皆様、こんにちは。定刻の2時を回りましたので、平成27年度第1回千代田区地域公共交通会議を開催させていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。私は事務局のほうを務めさせていただいております千代田区保健福祉部福祉総務課長の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

きょうは、現在、千代田区内を運行しております地域福祉タクシー「風ぐるま」、この路線と車両を見直し、新たな運行を行うことについてご協議させていただきたく会議を開催させていただきました。詳細につきましては、会議中にご説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。失礼します。座って進めさせていただきます。

会議に先立ちまして本日の配付資料を確認させていただきます。

まず、次第でございます。資料1として、地域公共交通会議、この会議の設置要綱でございます。資料2といたしまして、本日のこの会議の委員さんの名簿でございます。資料3については、この並び順の座席表でございます。資料4につきましては、現行の「風ぐるま」のルートマップ、裏には時刻表を掲載したものでございます。資料5は、地域福祉交通「風ぐるま」、今回の見直しの経緯について記した資料でございます。資料6、冊子になっておりますけれども、この「風ぐるま」の見直しに関する提言書でございます。資料7は、A3のものでございますけれども、「風ぐるま」の見直しに関する提言書の概要版でございます。資料8が、「風ぐるま」の事業計画。資料9が、今回ご提案させていただきます新たな運行路線についてでございます。資料10は、道路運送法等の施行規則の抜粋となっております。以上、お手元でございますでしょうか。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。次第の2ですね、委員さんの委嘱とご紹介でございます。前回の公共交通会議というのは、任期が平成25年9月31日ということで、任期が終了しております。その後、案件がなかったものですから、今回、改めて委員の構成等も見直しまして、皆様にこの千代田区の地域公共交通会議の委員をお願いしたという次第でございます。任期は平成27年8月5日から29年8月4日ということで2年間ということになっております。委嘱状につきましては席上に置かせていただいておりますので、ご確認いただければと思います。

それでは、委員のご紹介をさせていただきます。資料2のほうに名簿がついておりますので、その順番に、私からお名前をご紹介しますので、皆様、申しわけないのですがど立っていただいて自己紹介ということでお願いしたいと思います。

まず、運輸局から石川雄司様なのですが、きょうは代理で小川良樹様にいらしていただいております。

小川委員 東京運輸支局主席運輸企画専門官、石川の代理で参りました小川と申します。主にバス分野の運輸、バス部門を担当させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（佐藤） 次に道路管理者の方々でございます。まず、国道の関係で国土交通省の靛島洋伸様です。

配島委員 国土交通省東京国道事務所交通対策課長の配島でございます。よろしくお願いいたします。

事務局（佐藤） 次に、都道の関係で東京都建設局の関様でございます。

関委員 都道管理者として出席させていただいております東京都建設局第一建設事務所の管理課長、関と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（佐藤） 区道の関係で、区役所の関係者でございます。環境まちづくり総務課長の印出井課長でございます。

印出井委員 千代田区環境まちづくり総務課長、印出井でございます。私は区道の道路管理者の専用財産管理、屋外広告物などを担当してございます。よろしくお願いいたします。

事務局（佐藤） 次に、道路公園課長の千賀でございます。

千賀委員 千代田区の道路公園課長の千賀でございます。日ごろお世話になっております。道路の維持管理を担当する立場で参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局（佐藤） 続きまして、交通管理者でございます。警視庁の福田様の代理で、きょうは春山様においでいただいております。

春山委員 交通規制課公共交通対策係主査の春山です。よろしくお願いいたします。

事務局（佐藤） 続いて所轄の警察署からでございます。麹町警察署の渡辺様でございます。

渡辺委員 麹町警察署の交通課長の渡辺です。よろしくお願いいたします。

事務局（佐藤） 神田警察署の河合様でございます。

河合委員 神田警察署の交通課長、河合です。よろしくお願いいたします。

事務局（佐藤） 万世橋警察、伊東様の代理で、きょうは北畑様にいらしていただいております。

北畑委員 交通課長の代理で参りました規制係長の北畑と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（佐藤） 団体の代表としまして、バスの関係から東京バス協会の今野様でございます。

今野委員 東京バス協会の乗合業務部の今野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（佐藤） 東京ハイヤー・タクシー協会の小池様でございます。

小池委員 東京ハイヤー・タクシー協会から参りました小池と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（佐藤） 事業者の代表といたしまして東京都交通局、眞子課長様の代理で中澤様においでいただいております。

中澤委員 東京都交通局自動車部計画課長の代理で参りました中澤と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（佐藤） 交通局の担当の方で濱口様でございます。

濱口様 済みません、交通局自動車部計画課の濱口と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（佐藤） タクシーの関係の事業者代表として、東京交通興業の堀様、きょうは

欠席でございます。組合の代表といたしまして、バスの関係で東京運輸産業労働組合から庭野様でございます。欠席でございます。タクシーの関係で久我様でございます。

久我委員 東京交運労協の久我と申します。交運労協のハイタク部会の事務局長をやっております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（佐藤） 住民代表といたしまして、千代田区の連合町会長協議会から竹内様でございますが、本日は欠席となっております。もうお一方、住民代表として、高齢者センターの利用者代表でございます矢吹様でございます。

矢吹委員 矢吹でございます。九段に住んでおりまして、私は高齢者センターや神田のスポーツセンターを利用しております。その際、「風ぐるま」を利用させていただきまして大変助かっております。特にことは暑さが大変だったので本当に助かります。ありがとうございました。

事務局（佐藤） 次に千代田区の関係でございます。千代田区の保健福祉部長の松本でございます。

松本委員 現行の「風ぐるま」の事業に補助金を出しております保健福祉部の部長をしております松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（佐藤） もう一方、環境まちづくり部で交通施策の推進課長をしております谷田部でございます。

谷田部委員 千代田区の交通施策推進課長をしております谷田部と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（佐藤） 次に運行事業者でございます。運行事業者、日立自動車交通株式会社の宇田様でございます。

事業者（宇田） 日立自動車交通バス事業部部長代理、宇田でございます。本日はよろしくお願いいたします。

事務局（佐藤） 西窪様でございます。

事業者（西窪） 同じく日立自動車交通の西窪でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（佐藤） 最後に、私、事務局福祉総務課長、佐藤でございます。

事務局（村松） 同じく福祉総務課福祉総務係長、村松でございます。この「風ぐるま」の見直しを担当させていただいております。よろしくお願いいたします。

事務局（前畠） 福祉総務課福祉総務係の前畠と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（佐藤） 皆様どうもありがとうございました。次に、この回を進める上での会長でございますが、資料1に要綱をつけさせていただいておりますけれども、この会議の設置要綱の第4条に「交通会議に会長を置き、千代田区職員をもってあてる」ということでございますので、この規定に基づきまして、保健福祉部長の松本が会長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

ここからは議事進行について、松本会長にお願いしたいと思います。

会長（松本） それでは、規定に基づきまして議事の進行を務めさせていただきますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

では、初めにまず事務局から、この会議の成立状況及び公開について、ご説明をお願いいたします。

事務局（佐藤） この会議は、今の資料1の要綱にございますように、委員の過半数の出席で開催することができます。本日は、今のところ3名の欠席ということですので、この会議は成立していることをご報告させていただきます。また、この会議でございますけれども、これも要綱に基づきまして、基本公開となっております。したがって、本会議の資料及び会議録につきましては区のホームページのほうに掲載をさせていただく予定です。

会議録につきましては、後日、事務局で作成し、各委員にご照会した後に、ホームページ上で公開していきたいと思います。そのため、会議の様子は録音させていただきますので、どうぞご了承のほう、よろしくお願いいたします。

会長（松本） 皆様、そういうことでよろしくお願いいたします。

それでは、次第の3番、「風ぐるま」事業についてということで協議に入らせていただきます。

まず、事業の見直しの経緯につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局（佐藤） 資料4、5、6、7に基づきまして、事業の見直しの経緯についてご説明いたします。

まず、資料4でございます。A3のカラー、折ってある資料でございますけれども、現行の路線図、3路線となっております。それと停留所の一覧ですね。現在78カ所の停留所が設置されております。裏のほうは、時刻表となっております。路線としては、この地図を見ていただきますと、真ん中に皇居があるのですけれども、千代田区の北部のみとなっております。区を中心から南については皇居ですとか、大手町、丸の内、有楽町、また、霞ヶ関といった区民の住まないオフィス街、官庁街となっておりますため、ルートは設けておりません。

現在の路線は、長大な8の字型の路線になっておりまして、1路線ぐるっとめぐりますと、20キロ程度、ずっと最初から最後まで乗ると2時間程度かかってしまうような状態でございます。

また、待ち時間についても、1本行ってしまうと60分から75分待つような、そういった間隔のタクシーの運行となっております。利用者からはですね、わかりづらいですとか、待ち時間が長いですとか、そうした声も踏まえまして、今回の見直しのポイントの1つとなっております。

また、資料4の地図のほうの、ちょうど真ん中辺の上に、高齢者センターというのがありますけれども、ここが今、矢吹委員もおっしゃっていましたが、高齢者センターを利用する方の「風ぐるま」の利用が多いものですから、これが路線の中心になっております。この高齢者センターが今年度中に、今、通ってきて気がつかれた方もいらっしゃるかもしれないですけれども、元区役所が建っていた、ここの庁舎のはす向かいに高齢者総合サポートセンターというのをつくっておりまして、そこへ移転するということが一番大きなきっかけとなっております。資料4については以上でございます。

続いて、資料5でございますけれども、この「風ぐるま」の見直しの経緯でございますけれども、事業の経緯について記してございます。

区では昭和53年の9月から施設巡回バスというのを始めました。これは、高齢者や障害者の区内の各施設への移動手段を確保するというのを目的として運行しておりました。

その後、昭和63年8月からですね、福祉バスというふうに衣がえいたしました。住民オンラインシステムが稼働しまして、わざわざいろいろな施設に行かなくても近隣の出張所で、かなりの事務手続が可能になったため、この巡回バスを廃止しまして、福祉施設の利用者、こういった方たちの交通手段として福祉バスということで運行を開始しました。福祉バスですので、行き先が高齢者センターですとか旧の富士見福祉会館等、福祉施設のみとなっていたり、便数も1日3便のみということで、一般のお客様からほかの施設への利用だとか運行本数の増、きめ細かいルートの設定、そうした要望が寄せられることとなりました。そして、平成9年4月からですね、現在の「風ぐるま」を運行しております。福祉バス、いろいろ改善要望がございましたけれども、これにかわる事業といたしまして地域福祉乗合タクシーとして、誰でも利用できる「風ぐるま」の、この乗合便事業を開始しました。最初は1路線のみだったのですけれども、拡充の要望が出まして平成14年6月には現在の路線、この基礎になります3路線に拡大いたしました。

また、平成22年、障害者福祉センター「えみふる」というのがお茶の水にできました。また、千代田保健所も神田から九段下のほうに移転しましたので、それに伴う路線変更を行っております。

そして今回、4番としまして、「風ぐるま」の見直しでございます。先ほども触れましたけれども、路線が拡大し、利用者も増大するとともに路線が複雑でわかりにくいとか、今、10人乗りのハイエースを動かしているのですけれども、定員いっぱいでも乗り切れなかったりですとか、待ち時間が長いもので、そういった時間を短くしてほしい、ベビーカーとか車椅子が乗ってしまうと、結構それで面積を占めてしまいますので車両を大きくしてほしいとか、さまざまな要望が寄せられましたけれども、そうしたニーズに応えきれなくなったために、平成24年度に「風ぐるま見直し検討会」を設置いたしました。その際、利用者実態調査を行い、調査で明らかになりました利用者の意見ですとか、運行の実態を踏まえ、見直し検討会のほうから提言書をいただいたという経緯がございます。

裏面でございます。今、ご説明しました施設巡回バス福祉バス「風ぐるま」、現在のですね。これの事業履歴が記載してありますので、後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、資料の6でございます。これは見直し検討会を設置いたしまして、その検討を踏まえた提言書ということで、検討会のほうから区にいただいた提言書でございます。

この提言書の2ページ、お開きいただきたいと思うのですけれども、その1-2の検討体制ということで、見直し検討会のメンバーでございます。学識経験者として、東大の大学院の大森先生、また、家政大学の田中先生、交通事業者としては、日立自動車、東京都交通局、あと福祉団体ですね。あと公募区民ということで、若い方と子育て世代の方にも入っていただきまして、検討を進めてまいりました。

下の段、検討経過とありますけれども、24年度の7月に立ち上げまして、4回にわたる検討を重ねていただきまして、この提言をいただいた次第でございます。

中身につきましては、資料7の概要版でご説明したいと思います。

まず1番目の「提言の背景と目的」でございますけれども、平成27年、今、建築中でございますけれども、高齢者総合サポートセンター、これが開設します。それに伴いまして、現在のルートの中でございます高齢者センターが、そこに移転する、それを契機に見直しを考えたということでございます。

2番目の「風ぐるまの現状と課題」でございます。概況については、3路線の表がございますけれども、その下に課題として整理しておりますのが、各路線とも循環型で1循環2時間から2時間半要する。路線が長く、利用方向によっては大きく遠回りする状況となっております。3路線、いずれも運行経路が複雑でありまして、互いに重複したりしてわかりにくい状況でございます。

検討に際し、実態調査しましたがけれども、やはり運行本数の増加であるとか、わかりやすさの向上、所要時間の短縮、その辺の要望が多いということが確認できております。

また、平成9年に始めましたが、高齢者ですとか、障害者の方、この辺は無料ということでやっておりますので、無料で利用される方がほとんどであり、運賃収入が得られないものですから、区による支出が増加しているという状況でございます。

右側の3の「風ぐるまの理念と位置付け」ということで、「風ぐるま」の運行理念でございますけれども、誰でも乗車できることを維持しつつ、高齢者、障害者、子育て世代を主な対象者とした福祉目的の地域公共サービス、これが理念でございまして、今も福祉ということでやっておりますので保健福祉部が担当でこの事業を進めております。見直し後も、福祉目的というコンセプトは変えないということで、ほかの自治体でやっておりますコミュニティバスとは多少コンセプトが違っているということをご理解いただければと思います。

千代田区はJRとか地下鉄とか交通網については全国的にも一番というぐらい発達しているわけですが、ただ鉄道については上下移動が多いものですから、十分なバリアフリー設備が整っているとは言えないため、そのため外出に二の足を踏んでいるという高齢者などの方も多いため、手軽に乗車することができる移動手段として、この「風ぐるま」のサービスの提供を行っていくということが必要だというふうに提言をいただいております。

見直し方針に基づく「風ぐるま」の運行内容でございますけれども、大きな見直し方針といたしましては、わかりやすく利用がしやすい「風ぐるま」の運行による、外出しやすい交通環境の実現、地上レベルのバリアフリーの達成ということで、対応1、対応2、対応3、わかりやすい運行、利用のしやすさの向上、持続可能な運行ということで提言をいただいております。これに従いまして裏面のほうには、さまざまな見直しの提言がなされておりますけれども、今回の見直し、この後、事業案についてご説明させていただきますけれども、この提言がベースになっているということをご理解いただければと思います。資料7までの説明については以上でございます。

会長（松本） ただいま、今回ご協議をさせていただきます新たな運行案を検討するに至りました経緯について、事務局から資料に基づいてご説明がありました。ここまでのところで何かご質問などございましたらば、どうぞご発言をお願いしたいと思います。どなたでも結構ですので、どうぞ。

現状で無料の乗車というのは大体どれぐらいの割合ですか。

事務局（佐藤） 今、年間13万人程度のご利用のお客様がいるのですが、そのうち10万人程度の方が無料ということで。

会長（松本） 8割ぐらいが無料だということですね。

事務局（佐藤） はい。

会長（松本） ご意見ございませんでしょうか。それでは、とりあえず今までの経緯につきましてはそういうことでご承知おきをいただきまして、いよいよ本題であります今後の事業計画の案に入らせていただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局（佐藤） それでは資料8、事業計画（案）、資料9の運行経路図、これについてご説明をさせていただきます。

まず資料8のほうでございます。地域福祉交通「風ぐるま」事業計画の案ということでお示しいたします。

まず、運行事業者でございます。これは現行もそうなのですが、見直し後も日立自動車交通株式会社さんに事業をお願いして、区のほうで助成していくということでございます。

事業の種別。一般乗合旅客自動車運送事業となっております。

3、運行の態様。路線定期運行となっております。

4番の運行経路。これ、資料9のほうで詳しく説明いたしますけれども、4コースを予定しております。麴町コース、富士見・神保町コース、内神田コース、秋葉原コース。現行の路線が各々20キロ程度ということで、それを半分程度の距離にしているというところが大きな特徴でございます。

5番目。運行日及び運行時間。運行日は、ほとんど1年なのですが、12月31日から1月3日を除く毎日ということで考えております。運行時間、これは月曜日から土曜日まで。祝日は除きますけれども、おおむね8時半から18時まで。日曜日及び祝日、現行の調査でも休日は利用がガタッと減りますので、ダイヤも変えますけれども、おおむね9時から17時ということで考えております。これは現行の運行日、運行時間に倣ったものでございます。

1枚、めくっていただきます。裏面でございます。運行間隔。月曜日から土曜日、おおむね40分から45分間隔、日曜祝日はおおむね60分間隔ということで考えております。

7の事業用自動車の数及び種別でございます。別紙、済みません、ホチキスどめの右側の紙でございますけれども、こちらに写真がついております。この車を常用としては6台、予備車として1台、総数は7両を考えております。定員は25名。種別は小型で日野のポンチョということで、ここに写真がありますけれども、ポンチョのワンドアタイプを考えております。座席の設定の写真もございまして、なるべく座る席を確保したいということで、縦に乗るレイアウトもできるのですが、横に座るような感じにレイアウトしまして、運転手さん入れますと25名定員ということになっております。

右下には車椅子の対応ということで、座る席を3つ上げますと車椅子が載って、ここに固定するというようになっております。

また裏面に戻っていただきまして、8番の自動車車庫の位置でございます。現在調整でございまして、日立自動車交通さんの車庫は足立区のほうにあるのですが、なるべく千代田区に近いところで確保したいということで、現在調整しております。

9番、配置する車両の長さ、これはポンチョの寸法でございます。ご参照いただければと思います。

10番が運賃設定でございます。基本的な運賃としては1人1回の乗車につき、100円を考えております。現行も1人1回100円ということでございますので、見直し後も

100円にしたいというふうに考えております。また、交通系のICカード、PASMO、Suica等利用できます。これについても100円落とされるのですが、乗り継ぎ等の場合は90分以内は加算しないということで考えております。

その下の定期券でございますけれども、名前としては区民パスポートと一般のパスポートということで考えております。まず、区民パスポートにつきましては、対象が千代田区民ということで1カ月、3カ月、6カ月、1年券ということで、1年トータルでいうと、1万円で乗り放題と。ただ、住民税非課税、低所得者層の方々には1年1,000円ということで料金設定を考えております。この考え方は東京都さんのシルバーパス、これに準拠いたしまして価格設定をしております。

その下は、風ぐるまパスポートということで、千代田区民どなたでも、この対象ということで考えておりますけれども、通常のバスの定期券の算出方法に準拠しまして、こういった1カ月4,500円から1年45,900円まで価格設定しておりますけれども、通常のバスであまり定期を買う方がいないというふうに聞いておりますので、一応、選択肢の1つとしてこういうものも用意したいということで考えております。

次に運行経路図でございます。A3のもので路線別に4枚と、プラスして4路線を総合した図が1枚、現在の路線図に今度の新しい路線を落としたものが1枚となっておりますけれども、路線については事務局の村松のほうからご説明いたします。

事務局（村松） そうしましたら、今のA3横のホチキスどめの資料で簡単に経路についてご説明をさせていただきます。まず、ホチキスどめの資料の1枚目。これは4路線のうちの麴町ルートでございます。赤線で引いてあるところが、バスが走るルートで、また、○印がついているところが、区が、今、予定している停留所の位置でございます。

ルートにつきましては矢印になっておりまして、矢印の方向にバスが進んでいくとお考えいただきたいと思います。起点でございますけれども、地図のちょうど中央にポツポツと2つございます。その右側が、この区役所でございます。ここが起点になります。それと先ほど説明しました、今、建設途中の高齢者総合サポートセンターが2番目の停留所で、我々が希望しているところです。ここを、この4路線いずれも経由をしまして、それぞれ別な地域に、地区に向かっていくというような形になっております。

まず麴町ルートを簡単にご説明します。区役所を出発しまして、九段の交差点を左折しまして、これ靖国通りでございますけれども、これを市ヶ谷方面に向かいます。途中、左折をしまして、これ大妻通りと申し上げるのですが、幾つかの停留所を経由しまして、再度左折をいたします。そうすると、ここに、見づらいですけど、ここが麴町出張所前を経由しまして、ぐるぐるっと回って国道新宿通りをまたいで通過しまして、平河神社と書いてあるところ、おわかりでしょうか、そこにちょっと停留所を設置したいなと思っておりますけれども、この平河神社のところをぐるぐるっと回るような形で、また、再度新宿通りに出てまいります。今度、新宿通りを四谷に向かいます。

四ツ谷駅のJRのところを線路をまたぐような形で周回しまして、反対方向に出まして、また、新宿通りを走ります。そうしまして途中から左折をし、ベルギー大使館と書いてあるところの先のところを右折いたしまして、イスラエル大使館と書いてございますけれども、そこを通過して、我々の福祉施設である「いきいきプラザ」のところを通ります。その先、再度、先ほどの大妻通りというところを逆方向に出まして、また再度区道を左折し、

ここに……再度またぐるぐるっと来まして、靖国通り、市ヶ谷というところに行って、靖国通りに出まして、それを九段方面に走ります。また左折をしまして、区道に入って、今度はＪＲ沿いの道をずっと行きまして東京通信病院を越え、ずっと走ります。さらに目白通りを越えてしまいます。裏の区道をずっと走りまして、ぐるっと回って、また目白通りに出て、区役所に戻るというような周回コースを、麴町ルートでは考えております。

それから２枚目めくっていただきます。今度は緑の線で描いております。富士見・神保町ルートと、我々、名づけております。真ん中にあります千代田区役所を起点にすることは変わりません。「かがやきプラザ」を経由しまして、今度はこの目白通りを北にずっと行きます、飯田橋に向かって北上いたしまして斜めに、目白通りから斜めに行く、これは東京大神宮がある通りで、大神宮通りと呼んでおりますけれども、ここを通り、ぐるぐるっと回って、また目白通りに出まして再度また、先ほどの麴町ルートを反対向きに走る形ですね。ずっと行きまして通信病院のところを越え、また靖国通りに出て、今度は靖国通りを九段下方面に一時走りまして、また中に入るという形でぐるぐる回りまして、また再度、靖国通りに出て九段下の交差点を越えます。そしたらまた中に入って区道をずっと走って、区の幾つかの希望する停留所を経由しまして、今度は線路沿いに三楽病院というところ、小さく書いてあるのがわかりになりますでしょうか、お茶の水のほうでございます。ちょうどそこに丸ポチ、停留所がありますけれども、ここが我々の障害者福祉センターという施設でございます。ここを経由しましたら、またぐるっと迂回をしまして、今度は水道橋駅前に出て、白山通りをずっと南に行きまして神保町交差点を右折し、区役所に戻ってくるというような形になっております。これが富士見・神保町ルートでございます。

それから、３枚目でございます。今度は神田方面ですね。東のほうになります。内神田ルートと、我々、名づけております。これも区役所起点は変わっておりません。ただ、九段下交差点を右折し、しばらく靖国通りを淡路町方面に走ります。それで駿河台下交差点を左折し、北上。上に行きまして、途中で区道に入りまして、先ほどの三楽病院の横の障害者福祉センターを経由し、また駿河台下交差点を経由しまして、そこを左折し、靖国神社を東に行きます。また途中で区道に入りまして、うちの、高齢者福祉施設を経由しまして、万世橋交差点に出まして、そこを左折し、今度は昌平坂のところを左折しまして外堀通りを行きます。そしてまた司町に出まして、ここが神田警察通りなのですけれども、これを東側に行きましてＪＲの神田駅の上側を走り、さらに昭和通りを通り越していくルートでございます。そこで、また区道を、ここ、一方通行の道路なのですけれども、これを右折し、再度またぐるっと回って、これ神田金物通りという通りなのですが、これもまた左に向かった一通でございますけれども、ここをずっと経由して、また駿河台下交差点に戻りまして靖国に出て区役所に戻るようなルートを描いております。

最後、４番目のルートでございます。秋葉原ルートでございます。エリア的には、先ほどの内神田ルートとかぶりますけれども、まず区役所を出発しまして、九段下の交差点を右折。次の専大前の交差点を右折しまして神田警察通りをずっと直進的に走ります。ＪＲ神田駅のところを通過しまして、さらに昭和通りを通過したところを、少し先を右折する形になります。ここにポチンとありますが、ここが我々的高齢者施設であります「ほほえみプラザ」というところでございます。ここをぐるっと経由しまして、和泉小ですね、和泉公園のところを経由し、また昭和通りに出まして、今度は秋葉原駅のほうに向かいます。

秋葉原駅のところをぐるっと回りまして、今度は中央通りのほうに向かうような形になっております。中央通りを経由しまして、区道を走って今度は下に下りてくるような形になります。それから今度は外堀通りに出ましてお茶の水のところを経由し、そこから明大通りを経由しまして、駿河台下交差点を右折し、靖国通りを九段下に向かいながら区役所に戻るというようなルートでございます。

以上、4ルート、わかりにくくて申しわけなかったです。4ルートを重ねた図が5枚目でございます。こんな形で重ね合わせるところ、相当する停留所では違うルートや同じようなところを通るようなところも幾つかございます。

エリアとしては、先ほどご説明しました今の区の北側を、エリアをカバーするような形で今回も同じように線を引いております。

次に6枚目でございます。これは参考までです。いろいろとわかりにくくて申しわけないのですが、今の4ルートをマーカーペンで色分けしたものを、今の「風ぐるま」ルートに重ねたものでございます。

黒い線のところが矢印線が今の既存のルートでございます。マーカーペンと重なっているところは、また、バスが違っても同じように走ると。ただ、マーカーが塗られていない黒い線のところが、今度は通らなくなるという感じでございます。

個々のどこが通れなくなって、どこの停留所が使えなくなるのかというような話は今回は省略させていただきたいと思います。ルートの概略については以上でございます。

事務局（佐藤） では、事業計画の説明については以上でございます。

今、資料8、資料9に基づきまして事業計画路線についてご説明させていただいたのですけれども、特に路線につきまして、路線と停留所につきましては所轄の警察署様、また警視庁のご担当者様と導入予定の同じ型の車両で同乗していただきまして、路線と停留所の位置等について実地調査をしていただきました。その結果、幾つかのご指摘を、今、頂戴しておりまして、その解決に向けて、今、検討しているところであります。

また、それについて手続とか工事方法については、引き続き道路管理者のほうの方についてもご相談させていただいて進めていきたいというふうに考えています。

また、一部の停留所につきまして交通局さんの都営バスの停留所を共有させていただきたいという箇所がございまして、その点についても交通局様のほうに、協議をさせていただいているところでございます。

また、その辺、クリアいたしまして、ほぼここでいいだろうということになったときには、停留所の、その周辺の地先の方への説明も含めまして必要な手続を進めてまいりたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

会長（松本） ただいま事務局から新たな事業計画につきまして説明をしてもらいました。一部、路線、停留所については調整中の部分が残っていて、まだ完全にコンプリートされたものではないというようなご説明でございました。

この新たな事業計画の内容につきましてご質問あるいは、ご意見のある方はどうぞお願いをいたします。

矢吹委員 「風ぐるま」のこの事業計画においては、乗用車6台ということになっておりますが、コースは4コースなので、やはり1コースは2台とも走るようなことになるわけなのでしょうか。

事務局（佐藤） 4コースで6台なので、1.5台勘定になります。

矢吹委員 そうすると、予備車みたいな感じ。

事務局（佐藤） そうですね。何か故障だとか事故だとかあった場合に、もう1台予備の車を差し向ける。

矢吹委員 わかりました。

会長（松本） というよりは1路線に1台限定ではなくて、常時6台が走っている。だから間隔をその分縮められるという、そういうことですね。

矢吹委員 はい。

事務局（佐藤） 済みません。説明が悪くて。

会長（松本） ほかにご質問やご意見、ございますでしょうか。

矢吹委員 もうちょっと、よろしいですか。今までフリーの降車ができるということになっておりまして大変便利だったのでございますが、今度は停留所の降車になりますし、路線変更により、停留所が変わるなどということがあられるわけでございますので、新しい「風ぐるま」の運行ルートなどは早目に知らせてもらおうと利用者としてもありがたいなことなのではと思います。

それから、新しい運行時刻表は認可の関係もあるかと思いますが、大体いつごろから新しい時刻表が運行されるようになるのかなということ。

それと、あともう1点は、「風ぐるま」の有効期限が、28年3月31日となっておりますが、人によってはですね、29年の3月31日までの有効の乗車証を持っている者もおられるわけなんですけど、これらについてはどのようなようになるのでしょうか。

会長（松本） 今、3点いただきましたので、1つずつ検討してまいりたいと思いますけれども、まず1点目ですけれども、ちょっと事務局の説明からはちょっと漏れていたのですが、現行の運行では、乗るのは停留所のみですけれども、降車についてはルート上であれば、交差点の中とか、そういうところは除外いたしまして安全なところであれば運転手に申し出ると、好きな場所で降ろしてくれるという、そういうフリー降車を行っていたのですけれども、今回の新たな事業計画では降車についても停留所のみ、乗り降り全て停留所のみでしかできないという、そういうような形の事業計画になっているということで、まず、よろしいでしょうか。

事務局（佐藤） 今回、タクシーからバスということで形態が変わります。1つ、今、小さなワゴン車なので、それに乗り切れない方もいらっしゃると思います、それを解消するためにバス化して大型化するというところでございます。それはそれで、我々もメリットがあるということで、そういう検討をして、そういう計画になった次第なのではと思いますが、今、矢吹委員がおっしゃったように、デメリットの1つとしてはフリー降車、今はタクシーなので、ここで降ろしてと言われれば危険がない箇所については運転手が降ろしていたのですけれども、今後はそれがなくなるということで、停留所等、いろいろな制約の中で最大限、施設に近いところ、駅に近いところということで利便性を考えていますので、その点につきましては、確かにデメリットとしてあるのですけれども、ご了解いただければというふうに考えております。

矢吹委員 それで、一応ですね、今までは降ろしてもらったのだけれども、今度はその停留所ということが中心になって、廃止になる停留所もあるので、早目にですね、それは前

に停留所あったからここで降りられると思ったら、それが降りられなくなるとかありますので、変更の状況を早目にお知らせいただくと非常にありがたい。

会長（松本） その点については。

事務局（佐藤） 今の点につきましても、きょう、これご審議いただいているわけですが、きょう、ある程度方向性をお認めいただいて、区も区議会だとか、いろいろな手順手続がありますので、それを経て、なるべく早い時期に広報紙とかホームページとかでお知らせするとともに、また高齢者センターの利用者懇談会ですとか、そういうところに出向いて丁寧に説明して、なるべく早くお示しできるように考えております。

会長（松本） ただいま、フリー降車についての事務局としての考えのご説明があったのですが、制度仕組みとして運輸局の立場としては現時点でそういうフリー降車の可能性みたいなものというのはどのようなになっているのですか。

小川委員 バスだからフリー降車ができないというわけではないのですが、ただ、交通保安上と、あとは道路管理上、支障がないということであれば認める余地はあります。ただ、現実として、フリー乗降が認められている地域というのはほんとに限られているものですので、まずはそれをほんとに実施するのであれば、我々は届け出で済むかもしれませんが、交通管理者様、あとは道路管理者様等の調整がかなり必要になるかと思います。

会長（松本） 全国的に、ちょっと過疎地みたいな、そういうところだとそういうのは認められること……こういう都心だと非常に厳しいですね。

小川委員 そうですね。あとは、神奈川県のある地域では実施しているところもありますけれども。

会長（松本） 交通管理者とすると、フリー降車みたいなものはなかなか厳しいものがありますかね、千代田区内ですと。

春山委員 交通量も多いですからね。

会長（松本） ええ。安全という点からすると、ほぼ認められないという感じですかね。

春山委員 そういう実査の視点でやっていませんので、会議以前に実査しておりません。基本バス停で降車するという考え方を聞いて、今、実査していますので。

会長（松本） ありがとうございます。では、そういうことで、現行と大きく変わる部分になりますから、今、矢吹委員からご要望いただきましたとおり、早目の周知をということをお願いをしたいと思います。

あと、2点目としては、ルートマップあるいは時刻表などがいつごろからできて、配られていくようになるかと。

矢吹委員 いつごろ、今のあれがいつごろ変わって？

会長（松本） まず、この新たな運行がいつから始まるかという、そこら辺ですね。

事務局（佐藤） 済みません、説明が漏れてしまって申しわけないのですが。高齢者センター、これが今度九段下のほうに、高齢者総合サポートセンターに移動してきて、開設するのが、28年1月4日からの予定になっております。我々の、この「風ぐるま」の事業もそれに合わせて出発するということを考えておりますので、28年1月4日から新たな体制でスタートしたいというふうに考えて今、進めております。また、きょうの会議が終わりまして、いろいろクリアすべき問題点をクリアして、関係機関に申請をして認可いただける方向で当然やっていくのですけれども、それがスムーズに進んだとして11月ぐ

らいには全体像、時刻表も含めてご周知、ご説明できればと思っていますので、よろしく
お願いいたします。

会長(松本) 現行でも年末年始の4日間は休みということなので、とりあえず現行の運
行は12月30日まで継続し、年末年始の4日間、1月3日までの運行休業日を越えて年
明けの1月4日からは新しい事業で運行したいというのが提案の内容ということでよろし
いでしょうか。

事務局(佐藤) はい。

会長(松本) あと、3点目なのですけれども、現在発行しております無料乗車証という
のが、原則、昔は5年間有効ということで発行していましたので、今はもうそんなに長く、
見直しが予定されていますので、来年の3月までということで発行しているのですが、そ
れ以前に、かなり前に出したものについては来年の3月よりも有効期限が長い無料乗車証
をお持ちの方が一部いらっしゃるということで、その辺の取り扱いがどのように考えてい
るかというご質問だったと思いますが、その点についてはいかがでしょう。

事務局(佐藤) この見直しに着手しました時期と、5年間有効の無料乗車証の期間の
兼ね合いで、矢吹委員がおっしゃったように、確かに29年末まで有効の無料乗車証をお
持ちの方がいらっしゃいます。見直しに着手しましてからは28年の3月ということで、
今年度末をもって無料乗車証の有効期限が切れると。今、そういった2通り、お持ちの方
がいらっしゃるのですけれども、ここは区のほうで発行したものですから、その不利益を
利用者様にのんでいただくということはなかなか難しいというふうに考えておりますので、
29年までの無料乗車証をお持ちの方については、引き続きそれで乗っていただくという
ことで考えております。その後は新たな料金設定で、また券をお買い求めいただければと
考えております。

会長(松本) 日立自動車交通のほうもそういうお考えでよろしいということですね。

事業者(西窪) はい。

会長(松本) 矢吹委員、3点はよろしいでしょうか。

ほかにご質問やご意見、いかがでしょうか。ご質問などないようであれば、一応、本日、
協議をさせていただいております、この新たな事業計画につきまして、この交通会議とし
て意見の集約に入らせていただきたいと思うのですが、先ほどの説明にありましてとおり、
まだ未確定の部分がございまして、完全に本日で協議を調えるというわけにはまいらな
い状況でございますけれども、この事業計画のおおむねの内容につきまして何か、ここは
ちょっと問題があるのではないかというようなお考えの委員の皆様、いらっしゃればちょ
っとご発言をお願いしたいと思うのですが。

小川委員 先ほど矢吹委員からお話しがあったとおり、今回、路線をどうしても、10
人乗りの車から乗車定員を上げることによって、車両制限令上走れなくなるところとか、
交通保安上走れなくなるところとかが出てまいりまして、廃止停留所というのが何個か出
てきます。ここ、先ほど説明を省略されましたが、どちらかというと路線を廃止するほう
が当たりがあると思うのですよね。当たりというかその地域住民の方にとってみれば、き
のうまでバスが、タクシーがあったのになくなってしまうということに対して、やはりマ
イナスのイメージというか、その当たりが出てくると思いますので、そこの協議を十分に
尽くしていただきまして、全員の意見を聞き入れるというのは大変だとは思っているのですけれ

ども、十分協議を尽くしていただきたいなといったところがございます。

会長(松本) その点についてはいかがでしょうか。

事務局(佐藤) 今、実査していただきまして、交通管理者様と、停留所については協議しております。今、小川委員がおっしゃったように、確かに廃止する路線もありますので、新たな路線と廃止する路線については丁寧に利用者様にご説明を申し上げて、あまりトラブルのないような形で来年1月のスタートを切りたいと思っていますので、その辺は我々も認識しておりますので、丁寧にやってまいります。

会長(松本) ほかにご意見、いかがでしょうか。

今野委員 先ほど提言書等で、福祉目的というコンセプトは変えずに今後も継続されると伺いました。一方で、障害者や高齢者、或いは子育て世代の方へ無料乗車証を発行されており、区の費用負担が増加することが見込まれるわけですが、運賃改定を特に考えずこれまで通り100円運賃とした場合、今回のルート変更による所要時間の短縮などを踏まえ、収支計算や収支率など、今後、区の支出がどの程度増減するのか試算されているのでしょうか。

事務局(佐藤) 現在、3路線で日立自動車交通さんに運行をお願いしていて、補助金を出しているのですが、それが大体年間7,500～7,600万円になっています。今度の新しい事業につきましてはイニシャルコスト、バスを最初そろえて、いろいろPASMOの対応だとか、いろいろな自動車の改造費用がありますけれども、それが初年度には1億5,000万程度、区の支出と考えております。それが平年度化しますと、年間大体7,000万程度を考えておりますので、今度協定を結ぶとしたら5年間の協定を考えておりますので、イニシャルとランニングコスト、これを5年間でならしますと、大体年間1億円くらいの区の支出になるというふうに考えております。今、実際に7,500～7,600万、8,000万欠けるくらいなので少し増加するところはあるのですが、区民パスですとか、普通のお客さんもふえる、その辺の使用料の増加とか、今度バスも結構目立ちますので、福祉目的なのではございますけれども、それと違和感のないようなラッピング広告ですとか、社内広告ですとか、その辺も事業者と検討しまして、なるべくそういった収入もふやす方向で考えています。

試算としては、年間にならしますと上限1億円程度ということで考えております。

会長(松本) どうしても車両の大型化、あるいは運転間隔の短縮というようなことで、経費の増はどうしても発生をしてしまうのですけれども、それをいろいろな工夫によって、現行からそれほど大きく支出額が大きくならないように、なんとか現行よりも少しふえるくらいの区の支出で、より区民に対するサービスアップを図れるのではないかなというような形の新たな事業計画になっていると、このようにご理解をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ほかにご意見、いかがでしょうか。ないようであれば、今後の流れにつきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局(佐藤) 先ほど来、説明させていただいておりますけれども、警視庁及び所轄の警察署様と実査していただきまして、停留所の位置について何点か宿題がございます。その辺について我々も検討し、また、警察の方にご了解いただきまして、そういった条件が整いましたら、きょう、資料10にもつけておりますけれども、道路運送法の第9条第

4項、また、及び、同施行規則の第9条2項に掲げる協議に皆様方に合意していただくということについて改めて書面で協議させていただければと思います。

1月4日、運行開始ということでご説明させていただきましたけれども、事業者の日立自動車交通様が運行の許可申請、これに関する手続を10月中ぐらいには完了させたいということですので、区としてもそれに向けて最大限努力してまいりたいと思います。

また、交通管理者、東京都交通局様、それぞれの道路管理者様にもご協議させていただく点多々あるかと思うのですが、大枠、きょうご了解いただきまして、きょうのご指摘も踏まえて、また書面でお伝えできたかと思いますのでご了承のほう、お願いしたいと考えております。

会長(松本) ただいまの今後の流れにつきましての事務局の説明に対して何かご質問などございますでしょうか。要点としては停留所の位置などについて調整を進めて、きちんと、きょうの言え、資料9の運行経路図にきちんと停留所の位置なり名称なりをきちんと落とし込めるような準備が整ったところで、それを各委員さんに書面でご確認をいただいて、この地域公共交通会議としての協議を整えたいということで、それをできるだけ、この9月、10月ぐらいの間に進めたい、そういう内容ですね。

事務局(佐藤) はい。

会長(松本) 日立自動車交通として何かご発言があればお願いしたいと思いますが。

事業者(西窪) このたび、先ほど事務局からも概要の説明がありましたとおり、弊社、平成9年より、この「風ぐるま」事業というものを運行させていただいております。矢吹委員からもご発言があったとおり、地域の皆様にご利用いただきまして、うれしい悲鳴ではありますが、近年、乗り切れないですとか、そういったご意見をいろいろ頂戴することがございまして、今回見直しをするということに至りました。

今、千代田区様といろいろ協議をさせていただきながら準備を進めておりますけれども、やはり我々運行事業者としましては、「風ぐるま」の運行、先ほど説明がありました運行理念というものを踏襲するために、やはり一番は地域公共交通を確保というものを前提に置きまして、プラス地域福祉を推進するということと、あとはノーマライゼーションの実現という、新たなバス化することによって少なくとも不便にならないようなバス化をさせていきたいと考えております。停留所等につきましても極力既存の停留所を廃止ということがないように、場所は多少ずれるかもしれませんが移設という形で何とかご不便をかけないような形で運行開始を迎えられますように精いっぱい努力させていただきたいと思っておりますので、関係各位の皆様の協力を、どうぞ引き続きよろしくお願い申し上げます。

会長(松本) ありがとうございます。それでは、先ほど事務局から説明がありましたとおり、今後の調整を経て、10月の遅くとも半ばまでには書面により改めて協議をさせていただくことにさせていただきたいと思っておりますので、皆様、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

事務局(佐藤) 本日は皆様、お忙しい中、長時間にわたりましてご協議いただきましてありがとうございます。これにて閉会させていただきます。よろしくお願いいたします。

会長(松本) どうもありがとうございました。